

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

事業活動が的確な意志決定のもとで迅速に行うことができるよう、各事業部門の自立的事業運営を促進すると共に、企業の透明性やコーポレート・ガバナンス、コンプライアンスが有効に機能する施策に注力しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則1-3 資本政策の基本的な方針】

当社は、企業価値の増大をはかりながら、株主の皆さまに利益還元をはかることを経営の最重要課題と考え、事業環境や収益の状況、配当性向などを総合的に勘案し、安定配当を行うことを基本方針としております。

経営の効率化、高付加価値化を推し進めることにより収益力を高めることが、企業価値・株主価値を向上させることであると考え、売上高営業利益率を重要な経営指標としております。また、資本政策の策定及び開示については、今後の検討課題と認識しております。

【補充原則4-1-2 中期計画】

当社は、激しく変化する事業環境の中で、変化に合わせ臨機応変な対応が適切と考え、1年ごとに戦略を開示していくこととし、収益計画も含めて決算短信にて開示しております。数値目標を含めた中期計画の策定及び開示については、今後の検討課題と認識しております。

【補充原則4-1-3 後継者計画】

最高経営責任者に相応しい人材であるか否かについては、本人の能力、実績のほか、会社事業に対する見識や取組み姿勢等についての、経営陣による長年の観察によって、経営陣の中で共通の評価が形成されていき、次代の後継者と目される人材は、自ずと絞られていきます。

また、そのような人材に対しては、取締役会における組織体制の検討の際に、重要なポストの付与やプロジェクト等への参画などの措置が考慮されるなど、取締役会が人材育成の役割を担っております。

【補充原則4-2-1 取締役会の役割・責務(2)】

役員の報酬の種類は、現金報酬を100%とし、固定報酬(月額報酬)、業績連動報酬(役員賞与)及び退職慰労金にて構成されており、役員の業績向上への意欲を高め、当社グループの企業価値向上に資するよう、各取締役の役位、当社の業績、経営環境等を考慮した報酬体系としております。なお、方針(方針に基づいて定める規程や基準を含む)の決定権は取締役会に属し、報酬諮問委員会は、その決定過程において意見を述べることができます。

< 手続 >

取締役の報酬については、独立社外取締役を委員長とした報酬の決定を目的とする報酬諮問委員会を設置し、2019年度は2回開催いたしました。

取締役の月額報酬については、定時株主総会の決議(2000年6月26日)に定められた報酬総額の上限額(月額2,000万円以内、ただし、使用人兼務取締役の使用人分は含まない。)の範囲において、代表取締役社長が各取締役の役位に応じて、予め定められた算定基準に基づき算定した額を報酬諮問委員会に提出、報酬諮問委員会で審議後に取締役会へ上程し、その決議をもって決定いたします。

監査役に関しましては、定時株主総会の決議(2000年6月26日)に定められた報酬総額の上限額(月額300万円以内)の範囲において、監査役の協議により決定します。

取締役の賞与につきましては、代表取締役社長が、連結営業利益及び、親会社株主に帰属する当期純利益を指標とし、経営環境、従業員に対する賞与の支給水準、各取締役の役位等を総合的に勘案し算出しております。代表取締役社長は算出した額を報酬諮問委員会に提出、報酬諮問委員会で審議の後に取締役会への上程を経て、支給総額を株主総会議案としております。各取締役への支給額については、株主総会の承認決議後、その支給額の範囲において、役位及び貢献度等を総合的に勘案し、代表取締役社長が配分し、取締役会にて決定します。

監査役に関しましては、株主総会の承認を受けた支払額の範囲において、監査役の協議で決定します。

退職慰労金につきましては、「取締役退職慰労金規程」「監査役退職慰労金規程」に基づき算定しております。

取締役は取締役会への上程を経て、監査役は監査役会の協議を経て、株主総会議案としてあり、株主総会の承認決議後、取締役は取締役会にて、監査役は監査役会の協議にて決定します。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

現在の取締役10名は全員日本人男性となっております。

ジェンダーや国際性の多様性は、取締役会の実効性を確保するために重要な要素であると認識しており、取締役会の構成を検討するうえで、十分に配慮すべき事項と捉えております。

監査役には財務・会計に関する知識を有する者を1名、法務に関する知識を有する者を1名それぞれ選任しております。

取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を実行するとともに諮問委員会の活用も行い、その機能の向上を図っていきます。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、激しく変化する事業環境の中で、中期的な業績予想を掲げることは困難となっていることから、単年度の収益計画のみ策定し決算短信にて公表しております。重要な経営戦略や経営計画の決定を行った際は速やかに当社ホームページに開示するとともに、決算発表等を通じて単年度計画と実績との乖離に関する原因分析の開示を実施してまいります。また、資本コストを踏まえた数値目標を含めた経営計画の策定及び開示については、今後の検討課題と認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-1 株主の権利の確保】

当社は、株主の権利行使のために必要な情報を適時・的確に提供するとともに、議決権行使の環境整備に努め、実質株主を含む外国人株主、その他少数株主など様々な株主の権利や平等性の確保に配慮いたします。

【原則1-2 株主総会における権利行使】

当社は、株主がその権利を適切に行使することができるよう、株主に向けた分かりやすい情報の内容、その提供方法について適切に配慮するとともに、株主総会において、十分な説明と質疑応答を尽くし、株主との信頼関係の醸成に努めます。

また、株主が総会議案の十分な検討時間を確保できるよう、招集通知の早期発送に努めるとともに、招集通知発送前に当社ウェブサイトなどへその内容を掲示するなど、電子的手段による公表を行います。

当社は、株主との建設的な対話を実現するため、株主総会の開催日などを適切に設定いたします。

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、取引先企業との関係の維持・提携強化を図ることにより、当社の企業価値を向上させると認めるものについて政策保有目的で株式を保有することがあります。

また、地域経済の振興のために株式を保有することがあります。

政策保有株式は、毎年、個別の政策保有株式について、保有目的・便益・リスクについて十分な検証を行い合理的な必要最小限の範囲において保有の適否を判断します。

保有の便益が十分でないと判断されるものについては政策保有株式の縮減を図ります。

2019年度に金融機関株式3銘柄の売却いたしました。

政策保有株式に係る議決権の行使については、議案が当社の企業価値向上・株主利益向上に資するか否かを判断するとともに投資企業の価値を毀損するものでないことを個別に精査し、議案への賛否を行います。

発行会社の持続的な成長と企業価値向上に重大な懸念が生じている場合は反対票を投じます。

【補充原則1-4-1 政策保有株式】

政策保有株式として保有している会社(政策保有株主)からその株式の売却等の意向が示された場合には、売却等を妨げることはいたしません。

【原則1-5 いわゆる買収防衛策】

当社は、いわゆる買収防衛策を定常的に準備することを方針とはいたしません。

取締役会は、大量株式取得を企図する買収者が現れた場合には、当該買収者が掲げる買収の目的、買収後の経営計画その他あらゆる情報を精査するとともに、取締役会としての考え方を株主に十分かつ明確に説明し、適正な情報の開示と株主権の行使機会の確保に配慮しつつ、適切な対応を行います。

取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さない公開買い付けなど、中長期的な視点を欠いた大量株式取得行為については、株主の利益を考慮しつつ、適切な対応を行います。

【原則1-6 株主の利益を害する可能性のある資本政策】

当社は、取締役会・監査役が株主に対する受託者責任を全うする観点から、支配権の変動や、大規模な希釈化が生じる増資その他の施策を行う場合には、その必要性和合理性について十分検討し、株主に対し十分な説明を行うとともに、株主の権利行使の機会確保に配慮いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役との間で法令に定める競業取引及び利益相反取引を行うに当たっては、必ず取締役会による承認を得ることとし、また、取締役は、自らに利益相反に係る問題が生じる場合には、速やかに取締役会に報告し、取締役会の承認を得なければならないものとします。当該取引を実施した場合には、法令の定めるところにより、その重要な事実を適切に開示いたします。監査役や主要株主との取引についても、重要な取引については、取締役会において当該取引の妥当性、適正性の判断を行います。

当社関係者による当社株式などの内部者取引を未然に防止するため、当社重要事実管理ならびに役員などによる当社株式の売買などに関して遵守すべき事項を定め、厳格な運用を行います。

【原則2-1 中長期的な企業価値上の基礎となる経営理念】

当社は、イノベーションによる新しい価値づくりを通じ、これからも一貫して持続的な成長を果たしてまいります。

・企業は成長するのが健全です。ダイコク電機は持続的な成長をめざします。

・個人の能力と組織の力とのシナジーで絶えず新しい価値の創造をはかります。

当社ホームページ「経営理念」をご参照ください。

<https://www.daikoku.co.jp/corporate/vision/index.html>

【原則2-2 会社の行動基準の策定・実践】

当社は、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置し、当該委員会主導のもと、行動憲章及び行動指針を定め、様々なステークホルダーとの適切な関係をはかりつつ、円滑な事業活動を推進するための価値基準を明示するとともに、より具体的な行動・判断の目安となるガイドラインの策定や、従業員全員が参加して、コンプライアンス・リスクマネジメントにかかわる様々なテーマについて議論する「CPRサロン」の定期的な実施により、コンプライアンスに関する企業文化・風土の醸成、定着をはかっております。

また、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会を原則、四半期に1回開催し、コンプライアンス・リスクマネジメントに関わる施策の実施状況や内部通報の状況のモニタリングを行うことにより、企業文化・風土としての定着度を検証するとともに、以後の改善を検討する運用を行っております。

【原則2-3 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】

当社は、新規パチンコファン獲得に向けて、パチンコ業界の現状を正しく認識して頂くことで偏見の払拭に向けての活動や、将来に向けて遊技台の最適な遊技性把握による新規ファン獲得を目指した、ビッグデータ分析の研究に取り組んでおります。

【原則2-4 女性の活用を含む社内での多様性の確保】

当社は、女性活躍推進に向け、マイライフ勤務制度や子育て支援制度を採用しており、女性がライフイベントを乗り越えて働き続けられる制度の充実をはかっております。

【原則2-5 内部通報】

当社は、経営陣から独立した内部通報のための窓口として、社外通報窓口を設置し、当社と利害関係にない弁護士に窓口対応を委託してありま

す。
また、内部統制の一環として、グループ企業をも含めた全ての役員、従業員が、監査役に直接情報提供ができる体制も整備しております。
なお、内部通報に関する規程には、通報者を保護する規定が定められております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとして機能発揮】

当社における企業年金は、確定給付企業年金ならびに確定拠出年金の併用制度を採用しております。
確定給付企業年金の積立金運用は、当社の確定給付企業年金規約に定めた資産管理運用機関(複数社)に委託しております。
確定拠出年金の運営については、当社の企業型年金規約に定めた運営管理機関に委託しております。
当社の企業年金担当者には、運用に当たる適切な資質を持った人材を配置し、投資機関各社が実施する各種セミナーに出席するなど、必要な業務知識の習得に努めながら、資産管理運用委託先を適宜モニタリングし、企業年金の受益者と会社との利益相反の把握を適切に管理しています。

【原則3-1 情報開示の充実】

() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略につきましては社訓とともに、当社ホームページに記載しておりますので、当社ホームページ「社訓・経営理念」をご参照ください。

<https://www.daikoku.co.jp/corporate/vision/index.html>

() 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「1. 基本的な考え方」に記載しておりますので「1. 基本的な考え方」をご参照ください。

() 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役・監査役の報酬を決定するに当たっての方針と手続につきましては【補充原則4-2-1 取締役会の役割・責務(2)】、有価証券報告書、ホームページなどに掲載しておりますので、ご参照ください。

() 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役の選任及び取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続につきましては本報告書【補充原則4-3-1 取締役会の役割・責務(3)】、【原則4-10 任意の仕組みの活用】、「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」などに掲載しておりますので、ご参照ください。

取締役の解任につきましては、法令・定款に違反する行為により会社の財産・信用を著しく毀損した場合、健康上の理由により職務遂行の継続が困難であると認められる場合、その他、企業価値向上の観点から、取締役の職に留め置くことが不適切と認められる理由がある場合に、指名諮問委員会の審議を経て、取締役会において解任議案の提出を決定いたします。

() 取締役会が上記()を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役・監査役候補者の個々の選任・指名理由については2020年6月開催の株主総会招集通知書より記載いたします。

また、取締役の解任議案を株主総会に提出する場合には当該株主総会の招集通知書に解任の理由を記載いたします。

詳細につきましては当社ウェブサイトをご参照ください。

【補充原則3-1-1 情報開示の充実】

情報の開示に当たっては、わかり易く具体的な記載を行います。

【原則3-2 外部会計監査人】

監査役会は、外部会計監査人の選定及び評価に際し、監査人の監査方針及び監査計画の内容が、当社の事業体並びに業種の特異性などを理解した上で適正な監査が遂行できるかを選定基準の一つとし、監査時における手法及び指摘事項などの内容から監査人の知識レベルなどの確認を行っております。また、監査役会では外部会計監査人との意見交換などを原則年4回行い、情報共有に努めております。

なお、外部会計監査人が法の規定による欠格事由に該当する場合や職務上の義務違反、又はその職務を怠った場合など、当社において不利益が発生した場合は、解任に関する検討を行うこととしております。

当社は、外部会計監査人が適正な監査を行うための協力や情報伝達については、監査室及び経理部が仲介、整理を行うことにより、適正な対応を行う体制となっております。また重要な指摘事項などが発生した場合は取締役会などへ報告及び改善方法の検討などを行っております。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務(1)】

当社は、経営戦略・経営計画など、業務執行上の重要課題を取締役会にて審議決定しており、会社経営に関する全般的あるいは重要な事項に關しては常務会にて決定しております。取締役会は、法令または定款で定められた事項に加え、取締役会規程に定めた経営に関わる重要事項の意思決定機関であるとともに、業務執行の監督を行う機関と位置づけ、個別の業務執行につきましては、職務権限規程及び各社内規程により、明確化しております。

【補充原則4-3-1 取締役会の役割・責務(3)】

取締役会は、独立社外取締役を委員長とした指名諮問委員会を2016年3月に設置いたしました。

指名諮問委員会では、取締役候補者の指名諮問・選定を行います。2019年度は指名諮問委員会を1回開催いたしました。

【補充原則4-3-2 取締役会の役割・責務(3)】

最高経営責任者(代表取締役社長)の選解任にあたっては指名諮問委員会で審議を経て候補者の選定案を取締役会に上程します。

取締役会は指名諮問委員会の諮問内容を十分に尊重し最高経営責任者(代表取締役社長)を決定しております。

【補充原則4-3-3 取締役会の役割・責務(3)】

当社では指名諮問委員会において最高経営責任者(代表取締役社長)を含む、全ての取締役の評価を定期的に執り行い、その結果にもとづき次年度の取締役候補者を答申しております。

取締役会は指名諮問委員会の諮問内容を尊重して取締役候補者を決定しております。

【原則4-4 監査役及び監査役会の役割・責務】

当社は、社外監査役3名と常勤監査役1名が連携をとり、原則月1回開催される取締役会の前に監査役会を開催し、情報共有に努めております。更に社外取締役との会合を実施することで、連携を高めていきます。

【原則4-5 取締役・監査役などの受託者責任】

取締役及び監査役は、各々がその受託者責任を自覚し、その職務を果たすべく、様々なステークホルダーに配慮しつつ、会社及び株主共同の利益をはかるように考え、行動いたします。

当社ホームページ「コーポレート・ガバナンス」-「企業統治体制の概要」をご参照ください。
https://www.daikoku.co.jp/ir/ir_info/governance/index.html

【原則4-6 経営の監督と執行】

当社は、現在2名の独立役員を選任しております。

当社ホームページ「コーポレート・ガバナンス」-「社外取締役及び社外監査役の状況」をご参照ください。

https://www.daikoku.co.jp/ir/ir_info/governance/index.html

【原則4-7 独立社外取締役の役割・責務】

当社は、次に掲げる役割・責務を果たすことを期待して、独立社外取締役を積極的に活用いたします。

- (1)経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上をはかる観点から助言を行うこと
- (2)経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
- (3)会社と経営陣・支配株主などとの間の利益相反を監督すること
- (4)経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること

当社ホームページ「コーポレート・ガバナンス」-「独立社外取締役の役割・責務」をご参照ください。

https://www.daikoku.co.jp/ir/ir_info/governance/index.html

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社では独立社外取締役を2名選任しております。

当社は、多様な視点での議論をはかるため、社外取締役及び社外監査役にて会合を開催し、取締役会の活動に関する課題や情報交換・認識共有を行っております。また、独立社外取締役の意見に基づき、取締役会の運営などに対して都度、改善に努めております。

当該会合を2020年11月に開催を予定しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法や株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たす独立社外取締役を選定しております。

【原則4-10 任意の仕組みの活用】

当社は、取締役の指名・報酬に関して、独立社外取締役を委員長とした委員会の設置を取締役会にて決議し、取締役候補者の指名諮問・選定を目的とする指名諮問委員会及び、取締役報酬の決定を目的とする報酬諮問委員会を設置し、2016年3月に運営を開始いたしました。

【補充原則4-10-1 任意の仕組みの活用】

当社は、指名諮問委員会・報酬諮問委員会を設置し、特に重要な事項に関する検討に当たり、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ています。

【補充原則4-11-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、現在10名の取締役が就任しており、各事業の業務執行の管理監督、適切な意思決定への寄与など、課題に対する理解と対応力を重視し、各部門間をカバーするバランスを考慮し選任しております。

また、社外取締役については、社内だけでは得られない多様な知識や経験と高い見識をもって、当社の企業経営に対し、独立した第三者の立場から監督することを期待して指名しております。

【補充原則4-11-2 業務の状況の開示】

当社は、事業報告及び株主総会参考書類において、各取締役・監査役の重要な兼職の状況を記載しております。

【補充原則4-11-3 取締役会における自己評価】

2019年度において、当社は、2019年12月にアンケートを実施いたしました。その後、取締役会において、効果的な会議体のあり方や機能・性質などについて総合的に分析し、評価を行いました。

【原則4-12 取締役会における審議の活性化】

事務局は、事業年度の開始時に年間スケジュールを取締役及び監査役へ通知し、取締役及び監査役が出席機会を確保しやすいよう配慮しております。

社外を除く取締役及び常勤監査役については、事前で開催される常務会や経営会議にて情報の共有や予備的な議論を行い、取締役会の審議案件のボリュームや開催頻度の適正性や、審議時間の確保などをはかっております。

また、社外取締役及び社外監査役に対しては、取締役会開催日の原則10日前までに、事務局より、議案に関する事項などを記載した招集通知を送付するほか、必要に応じ、又は、社外役員の要求に応じて、事務局や常勤監査役が、議案に関連する情報の提供を行っております。

【補充原則4-13-1 情報入手と支援体制】

当社は、役員の問い合わせ窓口を経営企画室に配置しておりますが、役員による調査、問い合わせについては、特段の制限を設けることなく、また各部門もこれに全面的に協力いたします。

【補充原則4-13-2 情報入手と支援体制】

役員は必要に応じて、会社費用により外部の意見を聴取することができることとし、会社は役員による外部専門家の活用について特段の制限を設けることなく、また、特に不合理な事由が無い限り、その費用も全て負担いたします。

当社ホームページ「コーポレート・ガバナンス」をご参照下さい。

https://www.daikoku.co.jp/ir/ir_info/governance/index.html

【補充原則4-13-3 情報入手と支援体制】

社外取締役、社外監査役との連絡調整は経営企画室が行います。

当社ホームページ「コーポレート・ガバナンス」-「内部監査及び監査役監査の状況」をご参照ください。

https://www.daikoku.co.jp/ir/ir_info/governance/index.html

【原則4-14 取締役・監査役のトレーニング】

当社は、取締役及び監査役がその役割・責務を適切に果たすために必要なトレーニング及び情報の提供として、新任時には、会社の事業内容、現状、課題や職務の遂行に必要な一般的な事項について説明を行い、その後は継続的に、法律、財務、コーポレート・ガバナンスなどに関する講

義・研修などの機会を設けております。

また、取締役及び監査役より、トレーニングについて個別の要請がある場合には、その機会の提供、費用の負担などを行います。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資する株主との建設的な対話を重要と考え、経営幹部を筆頭としたIRを基本活動とします。IR活動を通じ、株主・投資家などに対し、経営戦略及び財務・業績状況などに関する情報を適時・適切に開示するとともに、株主・投資家との対話を充実させます。当社の経営戦略などを的確に理解していただけるように努めることで、株主・投資家などからの信頼と適切な評価を得ることを目指します。

また、IR活動を通じて収集した有用なご意見やご要望について、経営会議や取締役会にフィードバックし、企業価値向上に役立てます。

当社は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備に努めます。

株主との対話におけるインサイダー情報の管理については、当社が定める内部情報管理規程に基づき、全ての株主に対して公正かつ平等に情報発信を行います。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
栢森 健	1,652,200	11.17
栢森 雅勝	1,014,650	6.86
栢森 美智子	926,000	6.26
栢森 寿恵	813,100	5.50
栢森 和代	773,000	5.22
公益財団法人栢森情報科学振興財団	750,000	5.07
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	455,100	3.07
栢森 綾音	443,500	3.00
栢森 新治	443,450	2.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	321,700	2.17

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

特にありません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
足立 芳寛	学者													
武田 邦彦	学者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
足立 芳寛		特別な利害関係はありません。	地球環境問題の研究、国際協力のあり方の研究等、工学と開発経済学を橋渡しする新しい学問領域に造詣が深く、経営陣とは独立した意見やグローバルな視野で企業経営を監督できる学識経験者であるため。
武田 邦彦		特別な利害関係はありません。	資源材料工学を専門分野とし、物理化学的手法を用いた原子力の研究者として長く従事した経験をお持ちのうえ、地球環境問題等、独自の視点に立った数多くの著書や講演・講義・テレビ出演を通じて、世間に広く情報発信されている実績を踏まえ、その知識と見識を当社の企業経営の監督に生かしていただくため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名諮問委員会	4	0	2	2	0	0	社外取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	報酬諮問委員会	4	0	2	2	0	0	社外取 締役

補足説明

1ページ コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1.基本的な考え方 コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由 補充原則4-2-1 取締役会の役割・責務(2)及び3ページ コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示 補充原則4-3-1 取締役会の役割・責務(3)、並びに 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレートガバナンス体制の状況 1. 機関構成・組織運営等に係る事項 [取締役報酬関係]報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容及び 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレートガバナンス体制の概要)をご参照ください。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人に対しては、会計監査への立ち会いや監査役会に会計監査人の出席を求め、意見交換、情報の聴取を行うなどで連携を保っております。また、内部監査部門に対しては、常勤監査役が日頃から内部監査に立ち会うなど、業務内容について内部監査部門からの報告を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
村橋 泰志	弁護士													
田島 和憲	公認会計士													
知念 良博	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村橋 泰志		村橋泰志氏が理事長を務める公益財団法人暴力追放愛知県民会議に対して、反社会的勢力排除に向けた取組みの一環として当社は会費を支払っておりますが、その額は僅少であります。	専門分野の経験、識見を生かして、当社の業務執行につき適法性確保の助言を受けるため。
田島 和憲		特別な利害関係はありません。	専門分野の経験、識見を生かして、当社の業務執行につき適法性確保の助言を受けるため。
知念 良博		特別な利害関係はありません。	幅広く豊富な経験、識見を生かして、当社の業務執行につき適法性確保の助言を受けるため。

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

特にありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

ストックオプションは株価の影響を受けるなど必ずしもインセンティブになるとはいいきれず、また導入した場合は財務諸表にも影響を与えることとなりますが、現時点ではストックオプションの価値の算定における十分な会計慣行が確立されていないため、現在は採用していません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

事業報告において、取締役報酬は全取締役の総額とは別に社外取締役の総額も開示しております。また、有価証券報告書において、取締役報酬、監査役報酬、社外役員報酬の総額を開示し、さらに、基本報酬、賞与、退職慰労金の総額をそれぞれ内訳として開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、独立社外取締役を委員長とした報酬の決定を目的とする報酬諮問委員会を設置しており、役員、当社の業績、経営環境等を考慮した報酬体系としております。なお、基本報酬は2000年6月の定時株主総会で決議された範囲内で支給し、役員賞与は報酬諮問委員会の審議後に取締役会への上程を経て、毎期の定時株主総会で決議された総額に基づき、取締役分は取締役会にて、監査役分は監査役の協議にて決定しております。退職慰労金は「取締役退職慰労金規程」「監査役退職慰労金規程」で定めた基準に基づいております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会事務局より取締役会開催に際し、事前の議題提示及び資料の配布を行い、必要に応じ担当部署からの事前説明を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
栢森 新治	相談役・常勤顧問	多方面に渡る親交により、財界を中心とした渉外活動を通じて、当社事業展開が円滑に行われるような支援活動に注力しております。	勤務形態は常勤であります。 条件は報酬有であります。	1996/6/11	1年更新
根本 弘	常勤顧問	経営全般への助言、業界団体に対する渉外・対応活動に注力しております。	勤務形態は常勤であります。 条件は報酬有であります。	2019/3/31	1年更新

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 2名

その他の事項

常勤顧問は取締役会の決議により任命しております。

常勤顧問規程を制定しており、改廃は取締役会の決議によります。

報酬は常勤顧問規程に基づき決定しており、報酬額は、有価証券報告書 第一部【企業情報】 第2【事業の状況】 4【事業等のリスク】 (7)創業者との取引並びに第5【経理の状況】 1【連結財務諸表等】 【注記事項】 【関連当事者情報】 1 関連当事者との取引に記載のとおりであります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- ・当社は監査役制度を採用しており、監査役会を設置しております。
- ・監査役会は、常勤監査役1名、監査役3名の4名体制で、法務・財務会計の専門家及び経験豊富な見識者に社外監査役として就任いただき、公正で率直な討論を行い、ガバナンスの実効性及び有効性に関し、一段と厳しく監視するよう経営監視機能を強化しております。
- ・取締役においては、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制の確立と経営責任を明確にするため、任期を就任後1年内としております。
- ・取締役会は、社外取締役2名を含む10名体制で、原則月1回の定例取締役会の他、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を監督しております。
- ・社外取締役は、関連会社、大株主企業、主要な取引先の出身者でなく、独立性・中立性を持った外部の視点から幅広いアドバイスをいただくため、経営陣とは独立した視点で意見表明のできる学識経験者2名に就任いただいております。
- ・取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、代表取締役を委員長とし、各部署の代表者を構成員としたコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置しております。
- ・内部監査については、4名体制の監査室を代表取締役社長の直轄部署として設置し、定期的に社内各部署やグループ会社の業務執行につき監査を実施し、企業のコンプライアンスとガバナンスを強化しております。また、日頃から常勤監査役が内部監査に立会う等、監査役とも連携して業務改善指導を行っております。
- ・取締役候補者は、指名諮問委員会の審議を経て候補者の選定案を取締役に上程し、取締役会の決議を経て候補者として選定後、株主総会の決議により取締役に選任しております。
- ・取締役及び監査役の報酬については、役員、当社の業績、経営環境等を考慮した報酬体系としております。なお、基本報酬は2000年6月の株主総会で決議した範囲内で支給し、役員賞与は毎期の定時株主総会の決議に基づいておりますので、この点で株主の皆様が監視が働く仕組みとなっております。配分については、株主総会で決議した総額の範囲内で、各取締役分は当社の定める一定の基準に基づき取締役会で決定し、各監査役分は監査役の協議で決定しております。
- ・会計監査人については、有限責任 あずさ監査法人を選任しており、2019年度の会計監査業務を執行した公認会計士は、池ヶ谷正、稲垣吉登の2名であり、いずれも継続関与年数は7年以内であります。また、会計監査業務の補助者は、公認会計士8名、会計士試験合格者等5名、その他2名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

事業活動が的確な意思決定のもとで迅速に行うことができるよう、事業部制を導入し、各事業部門の自立的事業運営を促進すると共に、企業の透明性やコーポレート・ガバナンス、コンプライアンスが有効に機能する施策に注力するという、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を具現化できる体制であると考えているためであります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	6月9日発送の株主総会招集通知を4日前の6月5日に、東証サイト及び当社ホームページに掲載いたしました。
その他	株主の理解を促すため、プロジェクトを使用して営業報告資料のビジュアル化を実施しております。また、多くの出席者の質問、意見を積極的に受け入れております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	IR展示会イベントへの出展等で、企業内容や方針・業績等を説明しております。 2019年度は、年1回実施しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会、第2四半期決算説明会を半期毎に実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、決算短信、四半期短信、株主通信、有価証券報告書、四半期報告書を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	取締役管理統括部長をIR担当役員とし、総務課長がIR事務連絡責任者となり、2名のIR担当者が活動しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス行動憲章、行動指針他に規定しており、当社ホームページに掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	コンプライアンス行動憲章、行動指針他に規定しており、当社ホームページに掲載しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

< 内部統制システムに関する基本的な考え方及び整備状況 >

- 1、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
顧問弁護士を含むコンプライアンス・リスクマネジメント委員会(CPR委員会)を設置し定期的に委員会を開催する。
コンプライアンスの推進については、CPR委員会が中心となって、取締役や使用人の遵法意識向上に重点を置いた施策を計画し実施していく。
コンプライアンスの相談・通報体制(2004年度設置)を設け、通報者の保護に配慮しつつ、効果的かつ迅速なリスク情報の収集とその対応を実現していく。
- 2、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行にかかる文書(電磁的記録を含む)については、文書管理規程等に基づき機密性、検索性、保存性、保管媒体の特性、利用可能性等を考慮した保管・管理を行う。
- 3、損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理規程に基づき、リスクの発生防止と発生したリスクに対する適切な対応を行うことにより、会社損失の最小化をはかる。
CPR委員会主導のもと、各部門におけるリスクの洗い出しを行い、各部門個別のリスクに関して、ルール、基準等の策定その他リスクの予防、回避のために有効と思われる施策についての検討、実施の継続を可能にする体制を構築する。
- 4、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
十分かつ正確な情報に基づく迅速かつ的確な経営判断を目的として、情報の収集、伝達、共有化の適正に配慮しつつ、会議体の設置、構成、分掌、運営等についてのルール、基準等を整備する。
- 5、当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
経営管理については、グループ会社管理規程に基づき、子会社から親会社への報告すべき事項やその方法等をルール化し、各グループ会社と当社間における定期的な会議の開催や、企業集団として統一された内部監査体制により、グループ会社の経営情報およびリスク情報を把握する。
- 6、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役の要望があれば速やかに、監査役の業務補助のため監査役補助人を置くこととする。
監査役補助人の募集、選考等の手続は人事担当部門が行い、その選定は監査役会の決定をもって行う。
- 7、上記使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役補助人の人事考課は監査役会が行い、人事異動については監査役会の決定に基づき、監査役と人事担当取締役が協議して実施する。
- 8、取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役会に都度速やかに報告する。
監査役に対し、取締役会その他の重要会議(以下これを「重要会議等」という)への出席及び質問の機会を保証するものとし、重要会議等の運営上のルール策定において考慮する。
監査役が監査業務の遂行に必要な場合は、当該取締役会に対して、補助人員の提供、事業所への立入、資料の開示等について協力もしくは援助を求めることができるものとし、監査業務に支障が生じた場合は、取締役に対し、当該支障の原因となった事由について排除、改善等の措置を要請することができる。
○前項については、グループ会社についても同様の処置を講ずるものとする。
監査役が職務を遂行するために必要な情報(子会社に関する情報を含む)を適切に収集できるよう、グループ会社各社の規模や体制に応じた、適切かつ効率的なルールを整備し、運用する。
監査役への報告、情報提供等(以下これを「報告等」という)はコンプライアンスの目的に適合するとの認識に立ち、コンプライアンス行動方針において明示する通報者に対する保護と同様の保護を報告者に与えるほか、報告等を行った者に対する不当な処置は、制裁の対象とする。
監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還については、監査役の請求に従い速やかに支払いの処理ができるよう関係の規程を整備、運用する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

< 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 >

- 1、基本的な考え方
当社は、反社会的勢力及び団体に対しては毅然とした態度で臨み、不当要求には断固として応じないこと及び反社会的勢力と一切の関係を持たないことを基本方針とする。
- 2、整備状況
総務を対応部署として、平素より愛知県企業防衛協議会、財団法人暴力追放愛知県民会議等の外部専門機関から関連情報を収集し最新の動向を把握するよう努めている。有事においては、所轄警察署や顧問弁護士と緊密に連携し、適切な指導を受けて対応する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

特にありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

グループ企業全体としての体制充実に努めております。

